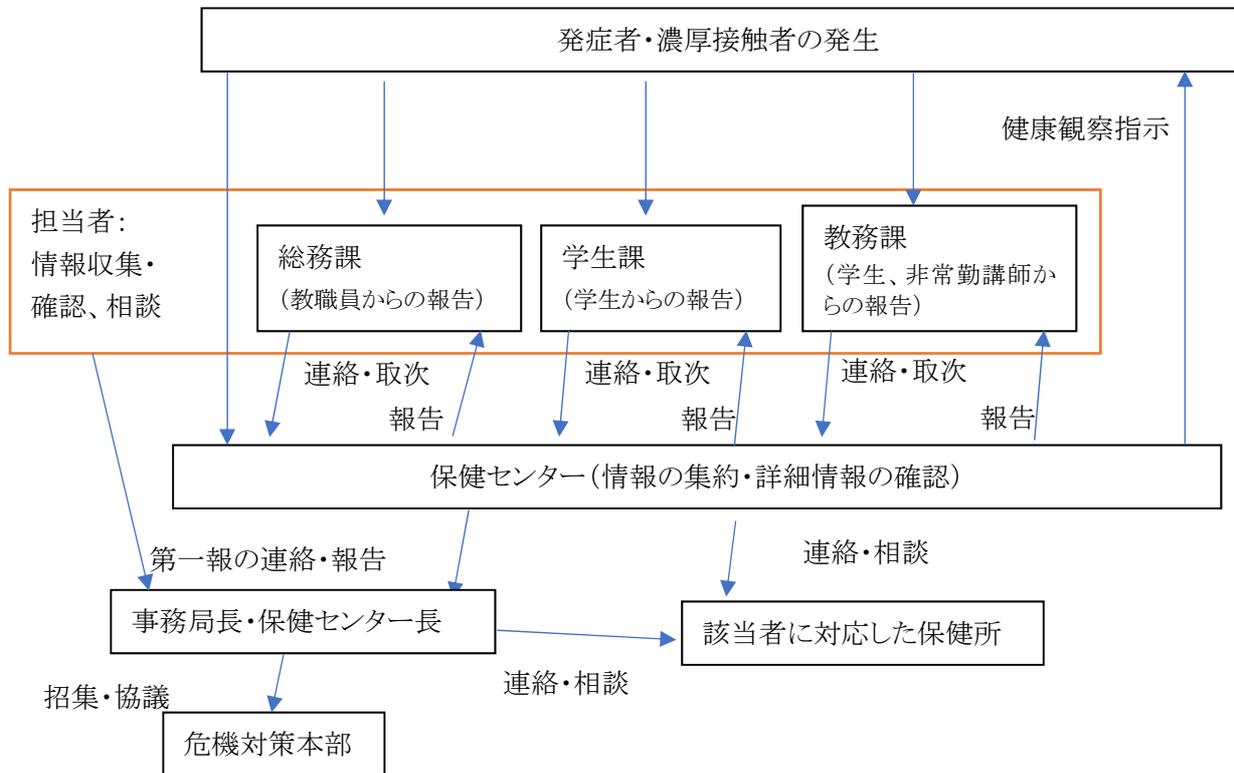


藤女子大学新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル

【フロー図】



1. 学内で感染が疑われる体調不良を訴える学生、教職員等が発生した場合

- ①第一に連絡を受けた者は、速やかに保健センターに連絡し、対応の指示を仰ぐ。
 - (1)感染が疑われる者が教室にいた場合は、教室の外に出てもらふ。歩ける場合は保健センターに連れて行く(保健センター入口の外で指示を待つ)。
 - (2)疑われる者の体調確認、付き添いをする際にはマスク、フェイスシールドなどを必ず着用する。万が一、マスク等がない場合は、2m以上の一定距離を保って見守る。
 - (3)保健センターの指示があるまで、教室にいる教員、学生はそのまま待機する。
 - (4)当該教室を使用する以降の授業は、教室を変更する。変更ができない場合は休講とする。
 - (5)該当者がいた教室の教員、受講者を把握する。
 - (6)教室の換気と、アルコール消毒を行う。
- ②保健センターは、感染が疑われると判断した場合は速やかに保健所に連絡する。
- ③保健センターは、事務局長、保健センター長に第一報の連絡をする。
保健センターの対応に時間がかかる場合には、第一に連絡を受けた者が、事務局長に第一報の連絡をする。
- ④事務局長は、危機対策本部に報告する。

2. 学生・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合

①感染者の確認

- (1) 第一に連絡を受けた担当者は、「発熱・風邪症状連絡票」を基に情報を収集し、速やかに保健センターに取り次ぐ。さらに、速やかに第一報を事務局長へ連絡する。
- (2) 第一に連絡を受けた者が保健センターの場合は、担当者に連絡する。
- (3) 保健センターは、感染者本人への聞き取り等により本学所定の「報告書【罹患者】」を作成し、保健センター長(危機対策本部)に提出する。
- (4) 事務局長は、危機対策本部に連絡する。

②濃厚接触者の特定

- (1) 担当者は感染者の発症 2 日前から通勤(登校)していた日までの間について、保健センターと相談のうえ、本人の体調管理表及び関係する教職員等への聞き取り等により本学所定の「報告書【濃厚接触者一覧】」を作成し、危機対策本部へ提出する。なお、感染者のプライバシーには十分配慮する。

【聞き取り調査における留意事項】

- ・患者が教職員の場合は、出勤状況を確認する。また、患者が教員の場合は、担当科目を確認する。
- ・患者が学生の場合は、体調管理表を提出させ、履修科目を確認し、出席状況を担当教員に確認する。また、所属サークル及び同居人の有無を確認する。
- ・感染者の発症 2 日前からの学内での行動状況を把握する。患者が教職員の場合は、在室した研究室、事務室、教室、会議室等の座席表を確認する。患者が学生の場合は、在室した教室等の座席を確認する。
- ・同じ空間(教室、部室、事務室、食堂などの校内の施設)において至近距離(1メートル以内)でマスクなど必要な感染予防策をせず 15 分以上対面、会話したことがある人(濃厚接触者)について確認する。

③濃厚接触者への連絡、健康観察の実施

- (1) 感染者は、厚生労働省感染確認アプリ「COCOA」に陽性情報の登録を行う。
- (2) 各担当者は、「報告書【濃厚接触者一覧】」に記載された者に、速やかに連絡を行い、出席停止・就業禁止の措置を伝える。
また、期間中(最終接触日から14日)は本学所定の「体調管理表」に基づき健康観察を行うとともに、出勤・就業を開始する日(2週間経過後)の前々日に保健センターへ提出する。
※学外感染者の濃厚接触者となった場合においても、同様の取扱いとする。

【濃厚接触者への連絡における留意事項】

- ・感染者情報については、組織単位(授業科目名、研究室、サークル等)の情報提供に留め、感染者が特定されないことがないよう留意する。
- ・個人情報保護や名誉棄損の恐れがあることから、感染者の情報について、SNS 等に投稿しないよう十分に指導する。

④濃厚接触者の症状発生時の対応

上記③の健康観察中に症状等が発生した場合は、濃厚接触者本人が速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示に従う。(PCR検査等)
また、濃厚接触者本人は保健センターにも連絡する。

※夜間、土日、祝日は警備室が連絡窓口となり、保健センターに連絡し、以降は同様の取扱いとする。
※陽性判定が出た場合は、感染者発生時と同様の取扱いとする。

⑤感染拡大防止の対策

危機対策本部において、感染者に対応した保健所及び保健センターに相談のうえ、感染拡大防止のための必要な対策(消毒作業、部屋の閉鎖等)を決定・実施する。(※消毒作業等の外注は、総務課で行う。)

なお、危機対策本部において、必要に応じて感染者に対応した保健所及び保健センターに相談のうえ、休講等の措置を決定・実施する。

⑥保健所の聞き取りに関する対応(企業等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応に準ずる)

大学に対して保健所の職員が電話等により聞き取りを行い、濃厚接触者を決定する。

調査内容は、患者の登校(通勤)状況、最終登校(出勤)日、行動履歴、フロアの状況、座席の配置、換気状況等。

必要に応じて、以下の資料について提出を求められるため、準備を行う。

大学の概要がわかる資料(ホームページでも可)

患者と同室に在席していた者のリスト(氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、部署、教室・勤務フロア、症状の有無、濃厚接触の有無)

シフト表

教室見取り図、フロア図(教職員・学生や外部の不特定多数の人がかかわる共用部分(食堂、休憩室、ラウンジなど)が確認できるもの)

⑦文部科学省等への報告・公表

事務局長は、文部科学省に罹患者の報告を行う。また、必要に応じて事実関係及び感染拡大防止の対策等を報道機関等への情報提供及びホームページにより公表する。